

## 大阪市規則第65号

### 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和45年大阪市規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（条例第5条に規定する市規則で定める職員）</p> <p>第4条の3 条例第5条第1項に規定する市規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 条例第3条の2第2号に掲げる職員のうち、かつて次に掲げる規定の適用を受ける者として退職手当の支給を受けたことがあるもの</u></p> <p><u>ア 条例第5条第1項（条例第3条の2第2号に該当する者に係る部分に限る。）</u></p> <p><u>イ 大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程（平成25年大阪市交通事業管理規程第37号）第11条（同規程第8条第5号に該当する者に係る部分に限る。）</u></p> <p><u>ウ 大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程（平成28年大阪市交通事業管理規程第57号）</u></p>	<p>（条例第5条に規定する市規則で定める職員）</p> <p>第4条の3 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

第1条又は第2条

エ 大阪市交通局企業職員の退職手当に  
関する規程の特例に関する規程（平成  
30年大阪市交通事業管理規程第12号）

第1条第1項又は第5条

[2 略]

別表（第5条の6関係）

[ア～エ 略]

オ 令和4年4月1日以後の基礎在職期間  
における職員の区分についての表

[略]	
第5号 区分	[(1)~(9) 略] <u>(10) 保育士給料表の適用を 受けていた者でその属す る職務の級が5級であつ たもの</u> <u>(11)・(12)</u> [略]
[略]	

[2 同左]

別表（第5条の6関係）

[ア～エ 同左]

オ 令和4年4月1日以後の基礎在職期間  
における職員の区分についての表

[同左]	
第5号 区分	[(1)~(9) 同左] [新設]  <u>(10)・(11)</u> [同左]
[同左]	

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。